

様式第1（第15条関係）

会 議 録

会議の名称	平成27年度第2回和泉市国民健康保険運営協議会
開催日時	平成27年12月24日（木）午後2時
開催場所	和泉市コミュニティセンター4階中集会室
出席者	<ul style="list-style-type: none"> ・運営協議会委員 岡会長、永田会長代行、村井委員、西田委員、藤野委員、堀古委員、山本(益)委員、阪口委員、辻中委員、山本(重)委員、花谷委員、丸山委員 ・事務局 辻市長、宮崎副市長、辻林生きがい健康部長、中田健康づくり監、川上保険年金室長、小池総括主幹、堀主幹、初田主査、渡士主事、正心主事、小早川主事
会議の議題	<ul style="list-style-type: none"> ・議事 ① 和泉市国民健康保険運営協議会会長・会長代行の選任について ② 和泉市国民健康保険料賦課限度額の改定について（諮問事項） ③ その他
会議の要旨	<ul style="list-style-type: none"> ① 和泉市国民健康保険運営協議会会長に岡会長・会長代行に永田会長代行が選任された。 ② 和泉市国民健康保険料賦課限度額の改定について諮問した。
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input type="checkbox"/> 出席した構成員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他（ ）
その他の必要事項（会議の公開・非公開、傍聴人数等）	会議公開（傍聴者なし）

<p>司会</p>	<p>おまたせいたしました。</p> <p>ただ今より、平成27年度第2回和泉市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。</p> <p>まず、事務局より本日の委員皆様方のご出席状況につきまして、ご報告申し上げます。野尻委員さん、大平委員さん、から、ご欠席のご連絡をいただいております。</p> <p>つきましては、委員総数14名中12名の委員がご出席されており、「和泉市国民健康保険運営協議会規則 第3条」の規定による、会議の開催要件を満たしておりますことを、ご報告申し上げます。</p> <p>それでは、今回から新たに、ご就任いただきました委員の方々をご紹介します。和泉市議会から厚生文教委員会委員長の岡博子様でございます。</p>
<p>委員</p>	<p>岡でございます。よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>司会</p>	<p>同じく厚生文教委員会副委員長の永田香織様でございます。</p>
<p>委員</p>	<p>永田でございます。よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>委員</p>	<p>それでは、開会に当たりまして、市長よりご挨拶を申し上げます。</p> <p>市長 よろしくお願いいいたします。</p>
<p>市長</p>	<p>はい。皆さま、こんにちは。市長の辻でございます。本日は、平成27年度第2回国民健康保険運営協議会の開催をお願い申し上げましたところ、年の瀬大変お忙しい中にもかかわらず、ご出席賜りましたこと心よりお礼申し上げます。また、平素は、国保運営のみならず、市政の各般にわたり、温かいご理解と力強いご支援を賜り、重ねてお礼申し上げます。また、村井委員さんにおかれましては、平成27年10月19日に国民健康保険事業の発展に貢献されたご功績に対し、厚生労働大臣から表彰を受けられました。和泉市を代表してお慶びを申し上げます。誠にありがとうございます。この度、先の市議会役員改選に伴いまして、新たに公益を代表する委員として岡厚生文教委員会委員長様、永田厚生文教委員会副委員長様にご就任をいただくことになりました。委員の皆様方には大変ご苦勞をおかけしますが、安定した国保運営を図るため、今後ともお力添えを賜りますよう、よろしくお願いいたします。さて、国民健康保険をとりまく状況でございますが、和泉市は、平均年齢は若いわけでございますが、毎年、高齢化も進んでおりまして、国保の運営は、益々厳しくなると感じていると</p>

	<p>ころでございます。これからも皆様のご指導をいただきながら、健全な国保運営に取り組んで参りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。本日の運営協議会の案件の内容につきましては、後ほど事務局より説明を申し上げますが、1点目が、「会長・会長代行の選任」について、次に2点目が、「和泉市国民健康保険料賦課限度額の改定」につきまして、本日、諮問を申し上げ、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。本市といたしましては、これからも適正かつ安定した国保の運営に引き続き努力をしていく所存でございますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。結びになりますが、平成28年が皆様にとりまして、輝かしい実り多き一年でありますことをご祈念いたしまして、日頃のお礼を兼ねました挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願い致します。</p>
司会	<p>ありがとうございました。なお、辻市長は、公務の関係上、ここで退席させていただきます。現在、会長並びに会長代行の職が空席となっておりますので、選任までの間、議事進行につきまして、委員皆様の、ご意見をいただきたいと思います。</p>
委員	<p>事務局で進行してもらってはどうか。</p>
司会	<p>ただ今、事務局でとの意見をいただきましたが、事務局で進行を努めさせていただいてよろしいでしょうか。</p>
	<p>《異議なし》との声</p>
司会	<p>ご異議なしとのことでございますので、進行を努めさせていただきます。まず、本日の案件1でございます「和泉市国民健康保険運営協議会 会長・会長代行の選任について」をご提案申し上げ、ご審議を賜りたいと存じます。なお、提案理由につきましては、中田よりご説明させていただきます。</p>
事務局	<p>ただ今、ご提案申し上げました案件「会長・会長代行の選任」につきまして、ご説明申し上げます。お手元の資料1ページ「会長・会長代行の選任について」をご覧ください。本運営協議会の会長・会長代行につきましては、前任の関戸会長及び末下会長代行より平成27年10月5日付けで辞職願が提出され、現在、空席となっております。このため、会長・会長代行をご選任いただきたく、ご提案を申し上げます。</p> <p>なお、会長の選任につきましても、国民健康保険法施行令第5条第</p>

	<p>1項に、「協議会に会長を1人置き、公益を代表する委員のうちから全委員がこれを選挙する。」ことと規定されております。</p> <p>また、会長代行の選任につきましては、同施行令第5条第2項に、「会長選任に準じて選挙される旨の規定」がございます。</p> <p>なお、誠に僭越ではございますが、本市の過去の例から、本運営協議会の会長には、市議会の厚生文教委員長職にある委員さんが、また、会長代行には厚生文教副委員長職にある委員さんがご選任されているのが通例となっておりますので、申し添えさせていただきます。</p>
司会	<p>説明が終わりました。</p> <p>選任にあたりましては、「公益を代表する委員」からということでございますが、ご意見はございませんか。</p>
委員	<p>慣例により、会長には岡委員さん、会長代行には永田委員さんをお願いしてはどうですか。</p>
司会	<p>ただ今、会長には岡委員さん、会長代行には永田委員さんをご推薦いただきましたが、皆様、ご異議ございませんか。</p>
司会	<p>《異議なし》との声</p>
司会	<p>ご異議がないということでございますので、会長に岡委員、会長代行に永田委員を選任させていただくことに、決定させていただきます。それでは、岡会長、永田会長代行には、正面の会長席、会長代行席に移動していただきまして、岡会長より一言ご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>新役員を代表いたしまして、一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>ただ今、委員皆様方のご同意をいただきまして、会長・会長代行という重責を仰せつかりましたが、国民健康保険を取り巻く環境は、皆様方もご承知のとおり、厳しい状況が続いております。</p> <p>国保制度の見直しにつきましては、国民健康保険法等の一部を改正する法律案が平成27年5月27日に成立し、平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、市町村は、保険料の賦課・徴収等の地域におけるきめ細かい事業を引続き担うこととなりました。今後、新たな国民健康保険制度への円滑な移行に向けて、様々</p>

	<p>な案件について審議が必要であると考えております。 委員皆様方のご協力を賜りまして、鋭意努力して参りたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。</p>
司会	<p>ありがとうございました。それでは、宮崎副市長より諮問書の手交をお願いいたします。</p>
副市長	<p>《諮問書手交》</p>
会長	<p>それでは、ただ今、諮問書をお受けいたしましたので、諮問書の内容及び案件2の「平成28年度国民健康保険料賦課限度額の改定について」、事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>《諮問書のコピーを配布》</p>
事務局	<p>和泉市国民健康保険料の賦課限度額の改定につきまして、説明させていただきます。</p> <p>まず、諮問書の内容につきまして、説明させていただきます。お手元の諮問書の写しの裏面をご覧ください。内容ですが、和泉市国民健康保険料の賦課限度額の改定について国民健康保険料の基礎賦課額の世帯当たり賦課限度額について、現行の45万円を52万円に改める。また、後期高齢者支援金等賦課額の世帯当たり賦課限度額について、現行の12万円を17万円に、介護納付金賦課額の世帯当たり賦課限度額について、現行の10万円を16万円に改める。合計では、67万円を85万円に改め、18万円引き上げることとなります。</p> <p>理由ですが、賦課限度額について、本市は、平成22年度に改定して以来、据え置いているため、国民健康保険法施行令で規定されている額と乖離し、国及び大阪府から強い指導を受けている。平成27年度において、大阪府内33市のうち23市が国基準どおりとしている。賦課限度額が法令の規定より低く設定されていることにより、低・中間所得者の負担感が強い。国保の広域化後における国民健康保険事業費納付金について、大阪府が府内の保険料収納必要額を市町村ごとの被保険者数と所得水準に応じて按分し、市町村ごとの国民健康保険事業費納付金の額を決定することとなっており、賦課限度額を低くすることで国民健康保険事業費納付金の納付に必要な保険料の確保ができない。</p> <p>実施時期ですが、平成28年4月1日においては、基礎賦課額の世</p>

帯当たり賦課限度額を47万円に、後期高齢者支援金等の世帯当たり賦課限度額を14万円に、介護納付金賦課額の世帯当たり賦課限度額を12万円に改める。合計では、平成27年度の67万円を6万円引き上げ73万円に改めます。以下同様に、平成29年4月1日においては、合計で6万円引き上げ79万円に改め、平成30年4月1日においては、合計で6万円引き上げ85万円に改めます。

続きまして、資料の2ページ、「和泉市国民健康保険料賦課限度額の改定」につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、賦課限度額とは国民健康保険に加入する世帯主に対して賦課できる年間の保険料の上限です。国民健康保険法施行令において最高限度額が規定されていますが、その範囲内で各市町村の条例で定める必要があり、本市においては、和泉市国民健康保険条例で定めています。

資料の3ページをご覧ください。諮問書の内容と一部重複いたしますが、ご容赦をお願いします。

まず、1. 現状でございますが、国は、国民健康保険において、高所得の者であっても保険料の賦課限度額しか負担しない仕組みを改めるため、保険料の賦課限度額を引き上げるべきとの考えから毎年約4万円の改定を行ってききましたが、本市においては、黒字会計ということもあり、平成22年度の改定以来、賦課限度額の引き上げを行ってきませんでした。また、平成27年5月に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により、国保については、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国民健康保険事業費納付金を決定するとともに、市町村は、保険料を賦課・徴収し都道府県に納付金を納める仕組みへ見直すこととされております。次に、改定の理由でございますが、1点目といたしまして、本市は、平成22年度に改定して以来、67万円で6年間据え置いているため、国民健康保険法施行令で規定されている額の85万円と比較しますと18万円乖離し、国及び大阪府から強い指導を受けています。平成30年度から大阪府が財政運営責任を担うなど中心的役割となることから、以前より増して国・大阪府からの指導も強くなることが予想されます。2点目といたしまして、平成27年度においては、府内33市のうち23市が国基準どおりとなっております。3点目といたしまして、医療保険制度では、保険料負担は、負担能力に応じた公平なものである必要があるが、賦課限度額が法令の規定より低く設定されていることにより、高額所得世帯にとっては実質的な減免となり、ひいては、低・中間所得者の負担感が強い。4点目といたしまして、国保の広域化後における国民

健康保険事業費納付金について、大阪府が府内の保険料収納必要額を市町村ごとの被保険者数と所得水準に応じて按分し、市町村ごとの国民健康保険事業費納付金の額を決定することとなっており、賦課限度額を低くすることで国民健康保険事業費納付金の納付に必要な保険料の確保ができないこととなります。また、資料にはあげておりませんが、平成30年度の国民健康保険制度の改革に向けまして、大阪府と府内代表の市町村で組織される「大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議」が今年度から開催されておりまして、その中で、賦課限度額については国基準で府内統一する方向性で検討されていると聞いてございます。まだ検討中ではございますが、府内で統一と決定されますと、必然的に賦課限度額の改定が行われることとなり、激変緩和のためにも段階的な改定が必要と考えてございます。資料の4ページをご覧ください。改定の内容ですが、合計額におきまして、平成27年度の市基準額67万円を、平成28年度から年6万円ずつ引き上げ、3年で平成27年度の国基準である85万円に合わせるものです。資料の5ページをご覧ください。平成17年度から平成27年度までの当市の国民健康保険料率の推移の表となっております。平成22年度に保険料率及び賦課限度額を引き上げて以来、平成23年度以降は据え置いております。また、平成27年度には、保険料率を引き下げて、1人あたり平均年間約4,000円の保険料の引き下げを行っております。資料の6ページをご覧ください。平成27年度の大阪府内の町村を除く33市の保険者の賦課限度額一覧表となっております。本市は府下において、泉南市の次に2番目に賦課限度額が低く、府下平均の約82万円と比べても約15万円乖離しております。資料の7ページをご覧ください。一番上の表は、「賦課限度額改定による保険料影響額の見込み」となっておりまして、平成28年度以降、毎年6万円ずつ限度額を引き上げることにより、平成28年度には約5,013万円、平成29年度約4,919万円、平成30年度約2,389万円、3年合わせて約1億2,321万円の影響額を見込んでおります。なお、これらの影響額は、あくまで平成27年度と同一の保険料率により賦課限度額の引き上げによる調定増を単純に見込んだものでございます。下の表は、「賦課限度額を超える世帯数の見込み」で、全世帯に占める賦課限度額を超える世帯の割合の表となっております。この割合は、賦課限度額を上げれば上げる程小さくなります。医療分で申し上げますと、平成27年度では840世帯3.34%を見込んでおりますが、平成28年度は779世帯3.10%、平成29年度は711世帯2.83%、平成30年度は629世帯2.50%とそれぞれ見込んでおります。また、右側の表は、「平成27年度賦

	<p>課限度額超過世帯割合の国の全国推計と当市との差」となっておりまして、医療分で申しますと0.63ポイント当市が上回っており、賦課限度額を引き上げるとこの差が縮まることとなります。なお、国は、被用者保険においては、最高等級の標準報酬月額に該当する被保険者の割合が1.0%から1.5%の間になるように法令で定められていることから、被用者保険とのバランスを考慮し、国民健康保険においてもこの割合を1.5%に近づくように段階的に賦課限度額を上げていく方針であると聞いております。資料の8ページをご覧ください。賦課限度額を引き上げた場合の年間保険料額のモデルケースとなっております。モデルケース①の65歳以上の年金収入のみの単身世帯では、65歳以上の場合は介護分がなく医療分と支援分のみとなりますが、平成27年度と28年度で比較しますと、賦課限度額がそれぞれ57万円と61万円で、所得が400万円の場合は年間保険料額に影響ありませんが、所得が500万円の場合は、28年度に年間2万円の引き上げとなります。</p> <p>また、モデルケース②の40歳台夫婦2人と子ども2人の世帯主の給与収入のみの4人世帯では、平成27年度と28年度で比較しますと、介護保険料を含むとして、賦課限度額がそれぞれ67万円と73万円で、所得が300万円の場合は年間保険料額に影響ありませんが、給与所得が400万円の場合は、28年度に年間3万4,440円の引き上げとなります。</p> <p>賦課限度額改定の説明は以上となります。</p>
<p>会長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより審議を始めたいと思います。</p> <p>ただ今の説明につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>本市は、6年間黒字ということで賦課限度額の改定は行われなかったということですが、他市はその間も改定はされていたのでしょうか。それが、いっきに来たということですね。この基準にしなければ、例えば補助金が減額されるとかペナルティのようなものはあるのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>ペナルティにつきましては、平成30年度以降について大阪府から提示はございません。現状のペナルティで申しますと国保事業等の経営努力分として特別調整交付金という補助金がございます。補助金の配点として、賦課限度額を上げていないと20点減点となります。府下15市に入らないと補助金が入ってこない恐れがあります。</p>

委員	平成30年度までの計画をされて年々賦課限度額を引き上げていくということですが、我々としては来年度だけの改定というのはダメなのでしょうね。3年間の計画を審議しなければいけないのでしょうか。
事務局	平成30年度に国保の都道府県化が法律で決められております。やはり30年度には政令で決められている限度額に近づく改定をお願いしたいと考えています。
委員	賦課限度額を上げると、どれ位の割合の世帯に影響があるのでしょうか。
事務局	医療分で申しますと、医療分を52万円に引き上げた場合、2.50%の世帯が増額となります。
委員	資料の中で、27年度の支援分の世帯数がすごく多いが、あとの3年間の世帯数が少ないのはどういうことか。
事務局	所得に対する所得割額、被保険者数に対する均等割額、世帯に対する平等割額の合計金額が賦課限度額に達するかどうかで世帯数が出ています。実際、賦課限度額に達する部分で支援分の賦課限度額が12万円から14万円の世帯が一番多いということでございます。
会長	他に質問はありませんか。
委員	今まで、和泉市が頑張っていたから6年間改定しなくても良かった。法律を基に国保の運営に大阪府が加わることになることから限度額を国の基準に合わせる必要がある。その場合において市民に運営がうまくいっていたから限度額も抑えることができたことを周知しなければ、なぜ急に改定が必要なのか説明が必要ではないか。次に資料内のモデルケースでカッコ内の数値はどういうものか。
事務局	改定になれば、丁寧な説明が必要であると考えております。次に、資料8ページでございます。所得のモデルケースとなっております。年金等で申しますと総支給額になります。
会長	他にご質問、ご意見等ございませんか。

委員	<p>今日の資料を見て理由や数字での説明を受けまして国の方向性、都道府県の取り決めといったことで、もうそこに来ているとよく理解できました。大阪府下におきまして、賦課限度額が国基準との乖離が大きい市については同様の検討をしているのでしょうか。</p>
事務局	<p>府下で見ますと、多くの市が30年度に向けて国基準に合わせていくという流れになっていますが、運営協議会もありますし、条例改正も伴います。一度に上げるか、段階的に引き上げるのかは悩んでいるところだと聞いております。</p>
委員	<p>ありがとうございます。先ほどの説明に中にも和泉市の28年度29年度30年度の到達点の上げ方については私自身これが妥当かな、これが一番無理のないやり方なのかなと感じます。これに関してはいいのではないかと思います。</p>
会長	<p>他にご質問、ご意見等ございませんか。</p>
委員	<p>平成30年度の都道府県単位に向けて激変緩和という意味ではこの3年間をかけて上げていくというのはやむを得ないと思います。参考にお聞きしたいのですが、これだけたくさん市がある中で和泉市は賦課限度額が下から2番目という位置にありますけれども和泉市の国保運営がうまくいっている特徴のようなものがあれば教えてほしい。市長の挨拶にもあったように若い世代が多いというお話もあったが、運営面でうまくいっている特徴のようなものがあれば教えてほしい。</p>
事務局	<p>何か特徴があるのかというご質問ですが、和泉市は府内でも若い人が多いと言われております。今、手元に資料はございませんが、医療費の伸びが推計よりも抑えられています。収納率の関係もございしますが、収納した保険料を使わなくてよかったですとなりますとその部分は黒字になりますし、予防等の部分も大きいかと思います。三師会の皆さまのご協力もあって医療費の抑制に繋がったと考えます。</p>
委員	<p>今も市の方から医療費が上がっていないという説明がありましたが、我われ、特定健診で大腸がん検診500円を無料にしたことで受診率がかなり上がり30%を超えています。広範囲に上がってくると早期発見が進んでいきます。大腸がん検診で見つかった場合は4、5日の入院で内視鏡で手術が終わる。そうなってくると医療費が約17万</p>

	<p>円で済んでしまう。健診を受けなかった場合で、末期がんになると200万円以上かかります。その7割が国保の負担になりますので、そういった意味では早期発見することによって医療費が安くなってきます。特に府中病院健診センターの廣岡先生が大腸がん検診による費用対効果についてデータを取っておられます。かなりそういった意味では健診による早期発見で療費が安くなっていく。そして市長が進められた肺炎球菌ワクチンも大阪府下で5番目の早さで導入されてお年寄りが肺炎になりますと1か月で約57万円の医療費がかかります。それを予防することで肺炎に罹らなくなるとほとんどの方の医療費が安くなります。和泉市は早期予防、更に山本会長の特質する肺がん検診もいち早く進められましたし、胃がんリスク検診をすることによってピロリ菌があると胃がんになってしまいますと手術にお金が掛かります。しかし、ピロリ菌のある間に胃炎の間に治療しますとがんにならない。医療費が安くなっていく。そういう先手先手を打っていただいているのが市長の姿勢、それが医療費を抑えているとぼくは考えています。そういう結果が近々医学的な方法で検証される。市長の先見性は我われも尊敬しなければならないと思います。国保に対する医療費を使うのではなく予防で減らしていくという視点がかんりのウエイトをしめているのではないかと我われ医療関係者も考えております。今後、予防医学をどんどん進めていくことが国民健康保険の財政健全化に繋がっていくのではないかと、そういう意味では特定検診の受診率をもっと上げていく方向でやらないと、メタボ等で病気も増えているので市も我われも協力して取り組みを推進しなければならないと考えています。</p>
<p>委員</p>	<p>昨年は、黒字で保険料を引き下げたが、次年度は賦課限度額を6万円引き上げ、我われは説明を受けているのでわかるが、市民の方々が疑問を持たれる方も多いと思います。その点重々お知らせ等に配慮が必要、市の窓口等でも説明ができるようにしていただきたい。簡単に6万円と言っても委員の中でもまだ意見があると思うので再度議論の場を設けていただきたい。</p>
<p>会長</p>	<p>他にご質問、ご意見等ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>65歳以上の占める割合は和泉市の場合、高齢化率は19%。大阪府主導での地域医療構想では、これから2025年の段階の世代が後期高齢をむかえるところでどういった医療体制をとっていくのか話し合いをしている。予測によりますと、和泉市の場合今は泉州地域</p>

	<p>の中で阪南市について2番目に高齢化率は少ないが、これからいっきに高齢化率が進みまして2025年には27%となります、他市とほぼ肩を並べるということで高齢化のスピードは一番早い。そのようなことも見据えて国保財政も考えていく必要がある。そこで一点質問があります。特定健診は保険者が主体となって行うことになっているが、この平成30年に向けて財政は都道府県が主体となりますが、特定健診の主体は和泉市主導でやっていってもらえるのか。そのあたりの予定はどのようになっているのか。やはり特定健診をしっかりとやっていただくことで、健康寿命の延ばし、高齢者の方も健康でいていただくことが大事だと考えます。特定健診については、和泉市の場合は市が一生懸命していただけてかなり効果が上がっていると思いますがいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>特定健診を含みます保健事業につきましては、平成30年度以降も保険者主導でやっていくこととなります。大阪府からは保健事業は市が積極的にやっていくべきという考えも示されています。</p>
会長	<p>他にご質問はありませんか。</p> <p>それでは、他に意見がないようですので、私の方から委員の皆様にお伝えさせていただきます。本日の諮問に対する答申でございますが、来年1月28日(木)にお願いしたいと考えております。委員皆さまには、当日、午後1時にご参集いただき、答申について取りまとめたいと考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、そのようにさせていただきます。</p> <p>続きまして、保険医代表委員の山本委員よりお話がありますので、山本委員よろしくお願いたします。</p>
委員	<p>DVDをお配りさせていただきました。何かといいますと10月25日に和泉市医師会50周年創立記念式典を行いましてそのときに持って帰っていただいたDVDでございます。あと1枚は12月21日の産経新聞の泉州版に掲載されました和泉市医師会がDVDを発行したという記事を参考に付けさせていただきました。今回のテーマは「食」ということで、特に最近和食が見直されております。内容は、だしの文化、日本は昔からだしの文化がございます。それを見直</p>

	<p>そうというものです。また、幸小学校で食育をした活動の掲載されております。是非ご覧いただきたいと思います。</p> <p>先ほど予防医学の話をしました。最近の食文化はかなり狂ってきています。メタボという言葉どおり今、小学生でも和食ではなくて外食産業等の油っこい食事で、食のみだれが多い。本当に大事な食事、これは小さい時期からそういった食事をする事によってどんどんメタボが増えていく、若いときから高血圧、若いときから痛風、若いときから糖尿それがどんどん医療費を押し上げていく現状なので、子どもの食育、小さいときからの食生活を改善しなければいけないということで、和泉市の小学校を順番に回って5年生を対象に約1時間話をしています。食の乱れを防ぎたいという地道な活動をしています。このDVDを発行しただけで終わるのではなくて、実際に行って語りながら子どもたちと交流して行って、本当に大事な食事と、君たちを健康にするにはどういった心構えがあるんだとこれを何年もかけてやっていきたい。そういった意味での指導は和泉市は一段と進んで行っていると思っている。医師会としても協力していく僕だけではなくて、他の先生方にもいろんな学校に行っていて、子どもたちの健康管理を十分していきたい。それが将来に向けての医療費の削減に繋がるんじゃないかと、そしてまた健康いずみとキャッチフレーズどおりになるのではないかと医師会としてもがんばって参りたい。予防医学は大事だという和泉市医師会の基本理念を今後とも進めていきたい。</p>
会長	<p>山本委員、ありがとうございました。</p>
	<p>最後になりますが、平成27年10月19日に国民健康保険事業の発展に貢献されたご功績に対し、厚生労働大臣から表彰を受けられました村井委員さんより一言ご挨拶をお願いしたいと思います。村井委員よろしくお願いいたします。</p>
委員	<p>一言お礼を申し上げたいと思います。先ほど冒頭にも市長からご報告がありましたように10月19日に厚生労働会館におきまして、塩崎厚生労働大臣より表彰されました。これもひとえに皆様方の心温まるご支援のおかげと心から感謝を申し上げたいと思います。今後ともよりいっそう国保のためにがんばって参りたいと思います。ありがとうございました。</p>
会長	<p>村井委員、ありがとうございました。</p>

	<p>本日の案件は以上でございます。これにて平成27年度第2回和泉市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。本日は、公私ご多忙のところ、ご出席賜りまして誠にありがとうございます</p>
--	--